

## 第30号 CONTENTS

- 1 ご挨拶
- 2 What's New  
※ 所得税・資産課税と  
相続税・贈与税の一体化
- 3 Tax Information  
※ 暗号資産に関する  
税務上の取扱いについて
- 4 Profile～社員スタッフ紹介
- 5 豆知識  
※ 4月～  
成年年齢 18歳と税務
- 6 独り言

## ご挨拶

平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。  
年明け、なかなか収束しないコロナに対し、この見えざる敵に世界中の人々が協力して戦う姿が見えていました。私たちも確定申告という大きな波を無事乗り越えようとしていた矢先、突然世界中を震撼させたのは、なんと大国による侵略戦争でした。21年もの長きにわたるプーチンの独裁がそうさせたのか、NATOへの加盟を模索するウクライナがロシアを追い詰めたのか、真実は判りません。ただここに至るまでに両国間で話し合いはなかったのか、国際社会に武力行使を止めるチカラはなかったのか、そんな思いがしてなりません。いま戦いは長期化し、核兵器や細菌兵器が使われる可能性が高くなってきました。核は戦争に対する抑止力だと言われてきましたが、そんなことはありませんでした。核は脅しの道具であり、相手を捻じ伏せる兵器としてしか使われないことを、国際社会は、そして日本は認識すべきでしょう。  
一日も早く平和な世界が来ることを祈っています。



税理士法人アークネット 代表社員 野呂 伸一郎

## What's New

### 令和4年度税制改正（所得税・資産課税）と相続税・贈与税の一体化

令和4年3月22日に「所得税法等の一部を改正する法律」が成立し4月1日施行されました。今回の「What's New」では、令和4年度税制改正のうち「個人所得税」「資産課税」の主たる改正についてまとめました。

- 1 個人所得税  
「住宅ローン控除制度」の見直し
  - ・住宅ローン控除の適用期限を4年延長（令和7年12月31日まで入居した者が対象）。
  - ・借入限度額の上乗せ及び、省エネ基準への適合を要件化。
  - ・控除率を0.7%（改正前1%）とし控除期間を13年へと上乗せ（新築住宅）
  - ・住宅ローン控除適用対象者の所得要件を2,000万円以下に改正（改正前3,000万円以下）
  - ・床面積要件を40㎡以上に緩和（合計所得1,000万円以下の者、令和5年以前に建築確認した新築住宅）
- 2 資産課税  
「住宅取得等資金にかかる贈与税の非課税措置」の見直し
  - ・非課税限度額を見直（契約締結時期にかかわらず1,000万円）した上で、適用期限（令和3年12月31日）を令和5年12月31日まで2年延長。
  - ・適用要件  
住宅面積：床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋（合計所得が1,000万円以下の者は下限を40㎡）  
受贈者（直系卑属）の年齢要件：年齢要件を20歳から18歳以上に引下げ（令和4年4月以後）  
住宅の要件：築年数要件を撤廃（改正前：築年数が20年（耐火建築物25年）以内）昭和57年以降に建築された住宅又は耐震基準に適合していることが証明された住宅
- 3 相続税・贈与税の一体化  
令和4年度税制改正大綱本文（令和3年12月10日P10）において、「今後、諸外国の制度も参考に・・・本格的な検討を進める」にとどまっておられ今回の改正は、見送られております。

静岡事務所 税理士 牧野 史明

## 暗号資産に関する税務上の取扱いについて

2018年5月国税庁から発表された暗号資産の取引によるいわゆる「億り人」報道からはや4年、その間暗号資産は、種類の増加、国内交換業者の増加、利用店舗の拡大など投資対象・決済手段として存在感が増しています。一般社団法人日本暗号資産取引業協会によれば、2022年2月現在570万口座の設定がありそのうち稼働口座は330万口座となっています。暗号資産の取引に関わる個人や法人も増加しています。

税制面では、暗号資産に関する法令が整備されるとともに「Q&A」や「情報」として取扱いが示されています。直近では2021年12月22日付で「情報」が更新されたことから今回Tax-Informationで取り上げました。

### 1.暗号資産とは

「暗号資産（仮想通貨）」とは、インターネット上でやりとりできる財産的価値であり、「資金決済に関する法律」において、次の性質をもつものと定義されています。

(1) 不特定の者に対して、代金の支払い等に使用でき、かつ、法定通貨（日本円や米国ドル等）と相互に交換できる

(2) 電子的に記録され、移転できる

(3) 法定通貨または法定通貨建ての資産（プリペイドカード等）ではない

代表的な暗号資産には、ビットコインやイーサリアムなどがあります。暗号資産は、銀行等の第三者を介することなく、財産的価値をやり取りすることが可能な仕組みとして、高い注目を集めました。

一般に、暗号資産は、「交換所」や「取引所」と呼ばれる事業者（暗号資産交換業者）から入手・換金することができます。暗号資産交換業は、金融庁・財務局の登録を受けた事業者のみが行うことができます。

暗号資産は、国家やその中央銀行によって発行された法定通貨ではありません。また、裏付け資産を持っていないことなどから、利用者の需給関係などのさまざまな要因によって、暗号資産の価格が大きく変動する傾向にある点には注意が必要です。（日本銀行HP）

### 2.収益認識のタイミング（所得税・法人税共通）

Aさんは、日本円で暗号資産aを購入しました。しばらくすると市場価格が上昇してきたことから家電量販店でパソコンを暗号資産aで購入、残りは売却して日本円に戻しました。

また、ある時暗号資産の口座の出入りを確かめると、保有していたことに対する報酬が付与されていたり、購入したことのない種類（新たに誕生した）の暗号資産が付与されてもいました。

日本円を介さず、暗号資産aと暗号資産bの交換も可能ですし、暗号資産を第三者に貸し付けて利息を受取る場合もあります。

このような多様な利用形態がある暗号資産の取引において収益を認識するタイミングは次のとおりです。

No.	収益認識のタイミング	内容
①	売却時	暗号資産 a ⇒ 円
②	交換時	暗号資産 a ⇒ 暗号資産 b
③	購入時	暗号資産⇒(円)⇒物品・サービス
④	取得時	マイニングによる取得
⑤	取得時	レンディング(利息受取)による取得
⑥	取得時	ステーキング(保有対価の報酬受取)による取得

\*分裂・分岐により新たに誕生した暗号資産の取得については、取引相場が存しておらず、同時点においては価値を有していなかったものとして収益認識はせず、その後売却等を行った時に取得価額ゼロとして収益認識を行います。

### 3.課税所得金額（所得税・法人税共通）

税金計算の対象となる課税所得については、基本的に売却価額から取得価額と経費を控除した利益となりますが、何をもって売却価額や取得価額と捉えるのかは次のとおりです。

No.	収益認識のタイミング	課税所得
①	売却時	=売却価額－暗号資産の取得価額－必要経費
②	交換時	=暗号資産bの時価－暗号資産aの取得価額－必要経費
③	購入時	=購入した物品サービスの価格－暗号資産の取得価額－必要経費
④	取得時	=取得した暗号資産の時価－必要経費

\*必要経費は交換業者への手数料などです。

#### 4.所得税法関係（個人）

個人で暗号資産を取引している場合適用される取扱いで主なものは次のとおりです。

項目	内容
収入すべき時期	原則売却等をした暗号資産の引渡があった日
所得区分	原則「雑所得」（損失が出た場合、給与所得・不動産所得など他の所得との損益通算ができない。）
必要経費	交換業者に支払った手数料、PC等の購入費、ネット通信費用、暗号資産セミナー参加費など
取得価額	「総平均法」（法定）又は「移動平均法」（届出）により計算します。
申告金額	暗号資産交換業者（国内）から発行される「年間取引報告書」を参考とします。
損失の繰越し	事業所得の損失や上場株式の譲渡損失と異なり、損失の繰越しができません。

\*一つの国内交換業者を利用して購入及び売却だけの取引であれば、交換業者から送付される「年間取引報告書」を見ながら国税庁HPからダウンロード可能なエクセル表で比較的簡単に課税所得金額が計算できます。しかしながら、交換・物品等の購入などの取引が混在すると当該エクセルでは対応できません。ご相談ください。

尚、海外の交換業者を利用している場合は「年間取引報告書」は入手できないようです。

物品等の購入を行った場合はレシートや領収書などの記録も忘れずに保存が必要です。

#### 5.法人税法関係（法人）

法人で暗号資産を取引している場合適用される取扱いで主なものは次のとおりです。

項目	内容
収入すべき時期	売却等に係る契約をした日
取得価額	「移動平均法」（法定）又は「総平均法」（届出）
期末時価評価損益の計上	事業年度終了の時ににおいて有する暗号資産については、時価法により評価した金額をもってその時における評価額とする必要があります。その評価額と帳簿価額との差額は、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入する必要があります。

\*法人の場合は期末時点の時価評価が原則必要となります。したがって暗号資産の価格変動が大きくなると法人全体の利益に直接影響を与えますので特に注意が必要です。また、実現していない利益に対して法人税等が課税されますので納税資金にも注意が必要です。

#### 6.その他税法関係

消費税、贈与税に関する取扱いで主なものは次のとおりです。

項目	内容
消費税法関係	国内の暗号資産交換業者を通じた暗号資産の譲渡には、消費税は課税されません。利用料を対価とする暗号資産の貸付けには、消費税が課されます。
相続税法関係（相続・贈与）	被相続人等から暗号資産を相続若しくは遺贈又は贈与により取得した場合には、相続税又は贈与税が課税されます。
暗号資産の贈与等をした個人の課税関係	個人が、贈与又は遺贈により暗号資産を移転させた場合には、所得税の計算上、その贈与又は遺贈の時ににおける暗号資産の価額（時価）で売却した時と同様の雑所得を認識します。

\*消費税について、平成29年6月以前に国内において行った暗号資産の譲渡は消費税の課税対象でした。

\*上記のとおり暗号資産の贈与をした場合には、譲り受けた個人には贈与税、贈与した個人には雑所得に対する課税が想定されています。取得価額よりも市場価格が上昇している場合は、当該税負担も考慮したうえで慎重な判断が必要です。

\*相続を考えた場合、遺族がログインIDやパスワード等が把握できなければ、利用できない遺産となる可能性大です。

#### 7.最後に

暗号資産の取引に係る税務申告については、国内取引業者1社のみでの利用で、購入・売却だけの取引であれば難しくはありません。しかしながら、海外交換業者での取引や、異なる種類の暗号資産の交換、物品の購入（決済手段としての利用）などの取引が混在すると複雑な取引データの整理が必要となります。

早めの相談、早めの準備を心掛けたいと考えています。

静岡事務所 所長  
税理士 小田巻真史





## Profile～社員スタッフ紹介

石森 みゆ  
(いしもり みゆ)  
東京事務所所属



## 豆知識

### 4月～成年年齢18歳と税務

4月1日から改正民法が施行され、成年（成人）年齢が18歳に引き下げられました。これにより選挙権年齢が18歳となり、クレジットカード等の契約、住所・職業の決定なども親の同意なしで可能となります。また、公認会計士や税理士、社会保険労務士などの国家資格の取得も可能となります。ただし、飲酒、喫煙、馬券購入はこれまで通り20歳以上という取扱いで、関係各社はCM等で注意を呼び掛けているそうです。

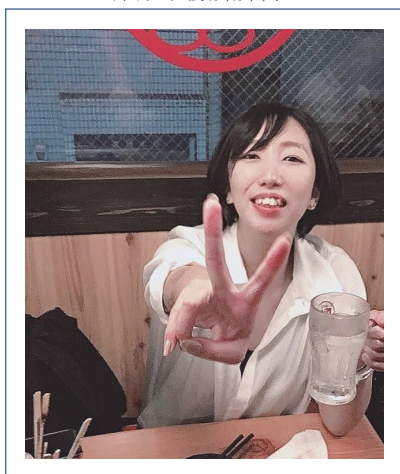
さて、様々な影響がある成年年齢18歳への引き下げですが、税務の面でもメリット・デメリットが出てきます。

増税となってしまうものの一つが**相続税の未成年者控除**です。相続人の中に未成年者がいる場合、成年年齢から相続開始日時点の未成年者の満年齢の差額に10万円を乗じた金額が相続税から控除される制度ですが、例えば15歳の相続人がいた場合には20万円分の控除額の減少となります。

一方で、**贈与税の特例税率の適用**はメリットとなります。一般的な暦年贈与では、子や孫が父母・祖父母（直系尊属）から贈与を受けた場合には特例税率が設けられていますが、4月以後は20歳以上とされていた子や孫の年齢要件が18歳以上となります。その他、**相続時精算課税制度、住宅取得等資金の贈与、結婚・子育て資金の一括贈与、個人版・法人版事業承継税制の後継者**などの年齢要件も18歳以上となります。

アーケネット通信の記事に関するご質問、ご意見などにつきましては、社員・スタッフにお伝えいただくか、下記ホームページ「メールでのお問い合わせ」にてお寄せください。

◆税理士法人アーケネット HP  
<http://www.arknet.info>



- ※1989年12月生まれ
- ※宮城県石巻市出身
- ※都内の税理士法人に2年勤めたのち、2022年1月から税理士法人アーケネットに勤務。
- ※趣味:読書
- ※一言:  
皆様のお役に立てるように誠心誠意努めてまいりますので宜しくお願いいたします。

### ～～独り言～～

民間人を攻撃しないのが戦争のルールだという。詳しくは判らないが、クラスター爆弾は使ってはいけない、とか、細菌兵器はダメとか、戦争にはいくつかルールがあるようだ。しかしそのルールを守っているかどうかを誰が判断するのだろうか。一般の市民が身を潜めていた学校や教会、美術館、病院、駅などが破壊された。「ピー！反則です。はい、あなたの負け！」では終わらない。『多くの民間人が死んでいる！』と映像を公開しても『フェイク』という。そういえばこの『フェイク』という言葉を流行らせたのはトランプ前大統領だった。情報が溢れている。映像を制作、加工する技術も進んできた。テレビや映画を見ているのも実写なのか特撮なのか、容易には判らない。現代社会の渋谷に恐竜が群れを成して歩いている映像が流れても常識だけでは判断できない。これから調査隊が戦地に入り、戦争犯罪を解き明かすとしているが、日本の税務署も協力してみたらどうだろうか(^^)

文責：野呂伸一郎

# ARKNET

税理士法人アーケネット <http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-7-13 山手ビル 3号館 8階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811

千葉事務所 〒262-0033 千葉県千葉市花見川区幕張本郷 1-11-24 フォルテ 5A

(雨宮幸雄税理士事務所提携事務所) TEL 043-307-5590 FAX 043-307-5591